



≪連載随想≫クジラ食文化(9) 体の部分の名称の多さが食文化の発達を表す
(財)日本鯨類研究所顧問・農学博士 大隅 清治

ひとつの生物種について食文化が進むに連れて、それぞれの体の部分によって味が違うことが理解されて、それを区分するために名が付けられて、細分化が進む。そして、料理の仕方も、味わい方も、部分によって違って、複雑になる。

今では、デパートの食品売り場を覗くと、ウシ、ブタ、ニワトリなどの食肉の各部の肉が、筆者の聞いたこともないような名称で陳列されている。翻って、筆者が子供の頃に肉屋に買い物に行かされた時に、母から注文されたのは、「すき焼き用の牛肉」とか、「ブタのこま切れ」とか、簡単な食品名だけであり、肉屋の陳列棚にもあまり多くの種類の肉類が並んでいなかったように記憶している。日本で獣肉の消費が庶民に普及し始めたのは、大東亜戦争の敗戦後に占領軍が進駐して以後のことである。

畜産業の発展に伴う食文化が古くから発達してきた欧米諸国では、畜肉の名称が細分化している。例えば牛肉では、9部位に分けられて、それぞれにサーロイン、ヒレ、などの名称がある。また、豚肉では、7部位が分けられて、ヒレ、ロースの名称が付けられている。また、羊肉は、チャンプなど8種類に分けられている。これに対して、社会的な制約から、食肉の生産を目的とする畜産業が長い間発達して来なかったわが国では、一般の家庭では上に述べたような状態が続き、サーロインやロースなどの名は、庶民には普及していなかった。

これに対して、昔から“クジラは捨てる場所がない”といわれ、クジラの食文化が世界で最も発達している日本では、クジラの体の全ての部分に独特の名称が付けられている。

1832年に出版された「鯨肉調味方」には、鯨体の88の部位に名称が付けられていて、それらのそれぞれについて、部分名とその味や調理法の説明が記述されている。

1例として挙げれば、第5話で紹介した「ていら」については“尾のことを尾羽毛と云う。表は黒き皮二三有りて、裡は白き皮付きたり。これを食料にして、ていらという。最佳味也。若魚の塩にしたるがよし。生はさまでよろしからず。”と記載されている。



クジラ類の中でナガスクジラ科に属する種類には、特殊な器官として、「うね(畝)」がある。畝は下顎から臍(種類によっては、それまで達しない)までの皮膚に多数の体軸に平行した溝が刻まれており、機能的には摂餌に関係する。ナガスクジラ科のクジラは、餌を取る時に、この部分をアコーデオンの蛇腹のように大きく膨らませて、大量の海水を呑み込んでから口を閉じ、畝を収縮させて、ひげ板の間から海水を吹き出す。かくして、ひげ板の総毛(ふさげ)に引っ掛かった餌を舌で集めて呑み込む。畝は表層の厚い脂皮の部分と、その内側の筋肉の部分とからなる。この脂皮の部分を「うね」と称し、筋肉部分を「すのこ(須子)」といい、両者を合わせた部分を「うねす(畝須)」という。「うね」も「すのこ」も1808年に出版された「鯨史稿」に区分して記載されており、前述の「鯨肉調味方」には、「すのこ」の味として、“生は味重し。塩にしたる方味淡くしてよろし”との記述がある。

長い捕鯨の歴史を有し、鯨食文化を現在も維持している民族は、世界の各地に存在する。商業捕鯨が中止されている現在も、国際捕鯨取締条約(ICRW)の加盟国の中では、4国が「先住民生存捕鯨」の名の下で捕鯨が許されている。米国のアラスカではホッキョククジラが、ワシントン州とロシアのシベリアではコククジラが、デンマークのグリーンランドではザトウクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラの、そしてセントビンセント・グレナデンではザトウクジラの、それぞれの鯨種の捕獲が許可されている。ICRWの加盟国の中でも、1982年に決定された、商業捕鯨の捕獲中止決議に対して、異議の申し立てをしている国には、その決定は適用されないので、現在も商業捕鯨を継続している国として、ノルウェー、アイスランドがある。

ICRWの非加盟国に対しては、ICRWの規定は適用されないから、現在も捕鯨が可能である。そのような国として、インドネシアがある。この国のレンバタ島では、マッコウクジラが捕獲されている。さらに、ICRWの管理の対象外の鯨種は多く、それらを捕獲している国は多い。その一例として、ヒレナガゴンドウを食用とする長い間の捕鯨歴史を有する、デンマークのフェロー諸島がある。

それらの国々におけるクジラの部分の名称や、その調理法について調査することは、各国のクジラ食文化の水準を知るとともに、日本の鯨食文化の素晴らしさを再認識するために必要である。それが世界の人々に日本の鯨食文化の素晴らしさと鯨食の必要性を理解させて、捕鯨の早期の再開に資することになると考える。

【巻頭エッセー】

日本人と鯨一点描

NPO法人クジラ食文化を守る会
理事 中島 圭一

(鯨の墓)

山口県長門市の日本海に突き出た青海島。ここを基地として、古くから、日本海を南下する鯨を対象に捕鯨が行われていた。この島の海に見える小さな丘の上に立派な墓石がたっている。花崗岩で作られ、高さ2.4m。その墓石の表面には、大きな字で「南無阿弥陀仏」と書かれており、その下に、「業尽有情 雖放不生 故宿人天 同証仏果」と刻まれている。

この墓は、長門市通(かよい)の向岸寺の分院の清月庵にあり、1692年(元禄5年)に建てられたものである。その墓石の下には、75体の鯨の胎児が葬られているといわれている。上記の16文字の意味は、「母鯨とともに捕えられたお前たち胎児は海に逃がしてやりたいのだ。しかし、海に放つても、とても生きていけないだろう。だから、どうか人間世界の習慣によって念仏回向の功德を受け、悟りをひらいてくれないか。」ということである。土地の人の話によれば、おそらく海からくる鯨達がお参りできるよう、墓は浜のよく見える場所に海の方を向いて建っている。

また、この向岸寺本院には、鯨の位牌と過去帳があり、位牌には、鯨墓と同じ「南無阿弥陀仏」と「業尽有情・・・」の文字が記され、過去帳には、捕獲された鯨の一头一頭に人間と同じ戒名を付け、鯨の種類と捕獲場所等が年月順に記されている。そして、この寺では、土地の人を集めて、現在に至るまで、毎年4月に鯨の供養が行われているのである。

おそらく、このような例は、世界でも稀有のものであると思われる。

(金子みすゞと鯨)

金子みすゞは、この長門市の仙崎で生まれた。みすゞの詩は、いずれも心が洗われるような優しさと温もりに溢れているが、土地の人々が抱いていた鯨に対する哀れみの情や感謝の念もその詩の中に表現されている。二つの詩を掲げる。

— 鯨捕り —

海の鳴る夜は
冬の夜は、
乗を焼き焼き
聴きました。

むかし、むかしの鯨捕り、
ここのこの海、紫津(しず)が浦。

海は荒海、時季(とき)は冬、
風に狂うは雪の花、
雪と飛び交う銚の縄。

岩も礫(こいし)もむらさきの、
常は水さえむらさきの、
岸さえ朱(あけ)に染むという。

厚いどてらの重ね着で、
舟の軸(みよし)に見て立って、
鯨弱ればたちまちに、
ぱっと脱ぎすて素っ裸、
さかまく波におどり込む、
むかし、むかしの漁夫(りょうし)たち
さいてる胸も
おどります。

いまは鯨はもう寄らぬ、
浦は貧乏になりました。

海は鳴ります、
冬の夜を、
おはなしすむと、
気がつくとい



— 鯨法会(くじらほうえ) —

鯨法会は春のくれ、
海に飛魚採れるころ。

浜のお寺で鳴る鐘が、
ゆれて水面(みのも)をわたるとき、

村の漁夫(りょうし)が羽織着て、
浜のお寺へいそぐとき、

沖で鯨の子がひとり、
その鳴る鐘を聞きながら、

死んだ父さま、母さまを、
こいし、こいしと泣いています。

海のおもてを、鐘の音は、
海のどこまで、ひびくやら。



2ページへ続く

(無益の殺生に非ざれば罪とならず)

佐賀県東松浦郡呼子町の沖合いに浮かぶ小川島。ここは、かつて江戸期の西海捕鯨の有力な基地の一つであった。1840年(天保11年)、ここを拠点に栄えた鯨組の組主、中尾甚六が編纂させた「小川嶋鯨鯨合戦」は、鯨組による捕鯨を鯨との合戦に見立てて、絵図とともに記述したものである。この中に、日本人と鯨の心象風景を表すような次の記述がある。

「いにしえより鯨組ということ諸国にあって、遠くは紀州熊野、四国に土佐、長州の仙崎、近くは九州の吉岐、対馬をはじめ、五島、大村、平戸と国々に組あり、ここに捕らわれずば、また外に殺さるべし。死生命あり、無益の殺生に非ざれば、少しも罪となるべきに非らず、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれと鯨も死して莫大の金となる。その肉は数千人の口に入りて、その美味を賞せられ、さばかりの大魚、皮肉一寸捨てる所なく、数百人の世渡りを助け、国君へも莫大の貢を献ぜしめ、近郷近在みなそのうおいを蒙るの功德広大なり。この故に組上がりには、年々、竜昌院禅寺において、数多の僧徒を請待し、鯨鯨の供養を営み、亡鯨の日を卒塔婆に書いて、一々法名を記して、これを唱え、読経終わって、供物一切、海中へ流し、ねんごろに弔いければ竜神も感応し、その法筵に列らなる人も、随喜感涙を催うし、殺せし波座士(刃刺)の人々も両手を合わせて、殊勝に念仏を唱うれば、死したる鯨も成仏すべし。云々。」

人間は、この世の生物の命を奪わねば生きていけない。当時の人々に「鯨一頭七浦を潤す」といわれたように、鯨は、一つの命でも、その人間にもたらす利益・功德は広大である。無益の殺生でなければ、決して罪となるものではない。当時の日本人は、このように考え、鯨体を余すところなく利用することにより、捕鯨を生命の循環という自然の摂理の中でとらえ、そこに宗教的儀式と祈りを取り入れたのであろう。



(日本の捕鯨と西洋の捕鯨)

日本の捕鯨は、昔から、鯨を食用のほか、灯油や稲の害虫駆除剤など広範な用途に供するために、鯨体を余すところなく利用することに特徴があった。中でも、その中心は、鯨肉(皮、内臓を含む。)を食料として利用することにあり、ここから、鯨の食文化をはじめとして、鯨墓の建立や鯨供養、鯨にまつわる祭礼・芸能、(鯨唄、鯨太鼓、鯨踊り等)や美術・工芸(鯨の錦絵、絵巻物、文楽人形の首のパネ等)など、日本独特の多彩な捕鯨文化が生まれた。

これに対して、西洋の捕鯨は、鯨油(灯油、ローソクの原料)と鯨ひげ(女性のコルセット等)のみを利用し、その他はすべて海中投棄された。西洋の捕鯨にとって、鯨は工業製品を生み出す経済的資源にしか過ぎなかったが、日本の捕鯨では、鯨は、単なる経済的資源だけでなく、社会的文化的価値をも持つものであった。

(日本の捕鯨文化の継続性)

日本の捕鯨文化は、江戸期の網取り式捕鯨時代にその原型が形作られたものであるが、その後、19世紀末、日本に近代捕鯨(鋸とロープをもつ捕鯨砲を備えた捕鯨船によるノルウェー式捕鯨)が導入された後も、維持継承されている。

1832年(天保3年)、長崎の生月島にあった日本最大の鯨組(益富組)から刊行された「鯨肉調味方」には、鯨の肉から皮、内臓、生殖器に至るまで70以上の部位について、その調理法が記載されている。当時のこのような鯨食文化の発展を背景にして、網取り式捕鯨時代に鯨体の丁寧でキメ細かな処理加工技術が確立された。

近代捕鯨の導入によって、鯨の捕獲技術は大きく変化したが、鯨体の処理加工技術は旧来のまま残された。「勇魚取絵詞」(1832年、益富組から刊行)や前記の「小川嶋鯨鯨合戦」等に出てくる当時の納屋場(鯨の処理加工場)の様子を描いた絵と近代の母船式捕鯨の母船上での鯨の処理加工状況を写した写真とを並べてみると、その余りの類似性に驚くのである。

そして、鯨の供養についても、商業捕鯨時代には東京の芝の増上寺などで、また沿岸捕鯨基地の町でも、宮城県鮎川の観音寺などで行われてきた。現在の調査捕鯨においても、毎年、調査船団の出港する下関の引接寺(いんじょうじ)や亀山八幡宮などで行われてきた。また、鯨にまつわる祭礼や芸能も、和歌山県太地町や長崎県平戸市(生月町)など各地で行われている。

捕鯨文化は、鯨資源が健全に維持され、その資源の持続的利用が可能であることにより、その生命力を存続させることができる。現在は、商業捕鯨の一時停止(モラトリアム)が継続中であり、日本人による鯨の捕獲は、国際捕鯨取締条約第8条により認められている鯨類捕獲調査(いわゆる調査捕鯨)とIWC(国際捕鯨委員会)の管轄外の小型鯨(ツチ鯨・ゴンドウ鯨)を対象とする極く小規模の沿岸小型捕鯨のみとなっている。日本の捕鯨文化は、この二者による鯨の捕獲によって、かろうじてその生命力が支えられているにすぎない。

シーシェパードなどの環境団体を名乗る反捕鯨集団は、近年、南極海での調査捕鯨に対し、過激な妨害活動をくりかえし、彼らの資金集めと暴力による調査捕鯨の圧殺を狙っている。日本の調査捕鯨は、科学調査面での貢献(調査の成果は、IWC科学委員会で高く評価されている。)のみならず、捕鯨技術の継承や捕鯨文化の維持の上で重要な役割を担っている。シーシェパードなどの妨害活動に対しては、断じて屈することはなく、戦わねばならないであろう。

モラトリアム終了予定期限から20年が過ぎた

—だが、国際約束を果たす意向のないIWC

梅崎 義人(水産ジャーナリスト・当会理事)

—1995年に見直す約束

「商業捕鯨のモラトリアムを遅くとも1995年までに見直す」。1982年7月、IWC(国際捕鯨委員会)が採択したモラトリアム(一時停止)決議文の但し書きである。今年2015年はそれから20年目に当たる。

IWCはモラトリアム見直しのための作業をしたか。作業をしたのはIWCの科学委員会(S.C)だけである。科学者の集まりであるS.Cは、商業捕鯨が再開できるための新しい鯨資源の管理と、捕獲頭数を計算する方式である「改訂管理方式」(RMP)を1992年に開発した。だが、本委員会(G.C)はこれを無視し続けている。RMP(Revised Management Procedure)は、野生生物の科学的な資源管理方法として、世界で初めて開発された、価値ある科学所産である。

S.CがRMPの作業に着手したのは、調査捕鯨が始まった1987年からだ。ある鯨種の資源を減少させることなく、いつまでも獲り続ける管理方式である。

S.Cが南極海ミンク鯨に関して集めたデータは多岐にわたった。初期資源量、過去の捕獲頭数をはじめ、調査で得られた生物学的生データ(年齢構成、性成熟年齢、妊娠率、出産回数、死亡率、増殖率、成長率など)が、日本の協力でS.Cに提出された。RMPの作業を開始してから5年後の1992年、S.Cはこれらのデータを精査したうえでコンピューターを駆使して南極海ミンク鯨の捕獲頭数を計算した。どんな数字が出てくるか、誰一人推定できない。日本の学者は緊張の極みに達していた。仮にゼロの数字が出ると、日本は商業捕鯨はもちろん、調査もできなくなる、日本の捕鯨に終止符を打たざるを得なくなる。

コンピューターの答えが出た。南極海ミンク鯨の資源量を76万頭と推定、年間2千頭の捕獲が100年間可能との数字が表われた。日本の学者たちは安堵と喜びに包まれたことは言うまでもない。学者だけではない。わが国官民の捕鯨関係者は、これで捕鯨再開への道が開かれたと大きな希望を抱いた。

—モラトリアム解除阻止に数々への違法行為

ところが、IWCの反捕鯨勢力(A.W.G)はRMPの完成に非常な危機感を持った。南極海ミンク鯨に関してはモラトリアムを課す科学的根拠がなくなった。米国、豪州、ニュージーランドを中心とするA.W.Gはミンク鯨に対するモラトリアム解除を葬るため、その後いろいろな手を打ち出す。

まず最初に出したのが、「改訂管理制度」(RMS)を作ろうとの提案(1993年)。これはRMPに基づいて商業捕鯨が行われる場合、決められた捕獲頭数などをきちんと守っているかを監視する制度である。日本、ノルウェーなど捕鯨推進国もこれに賛成した。捕鯨母船にIWCが派遣する国際監視員を乗船させることは当然のことだからだ。

だが、A.W.Gが主張する国際監視員の身分と権限は非常識極まるものだった。監視費用はIWCではなく捕鯨国の負担、監視員にクジラの捕殺が人道的かどうかの認定をさせる、また捕鯨国の市場で鯨肉の密輸をチェックするための鯨肉のDNA鑑定をさせる—といった内容である。捕鯨国の主権を踏みにじる考えだ。わが国がこの提案を拒否すると、A.W.Gは「RMSが完成するまでRMSを実行しない」との決議を多数決で採択してしまった。(1994年5月)

次に出してきたのが「南極海サンクチュアリー」。南緯40°以南の南極海全域をクジラの禁漁区とする提案。ミンク鯨にRMPが適用されても操業できないようにする予防壁だ。

これも1994年のIWC総会で可決される。わが国はこの決定に対し異議を申し立てたので、拘束力はないが、シー・シェパードが南極海で暴力行為を展開する根拠になっている。「日本はIWCの決定に反する違法捕鯨を行っている」と世界に公言している。

—連の違法行為を国際司法裁判所に提訴せよ

1982年のモラトリアムの採択から、「南極海サンクチュアリー」の決定まで、すべて「国際捕鯨取締条約」違反である。同条約第5条には「捕鯨に関する重要な決定は、すべて科学的要件を満たさなければならない」と明記されている。A.W.Gが採択した重要な決定は、いずれもS.Cの認定に基づいていない。A.W.GのS.C無視に対し、科学者としての誇りを傷付けられたS.C委員長のフィリップ・ハモンド氏(英)は、1993年7月に「S.Cの責任者として責任を全うできない」と抗議して辞職している。

IWCを舞台にしたA.W.Gのモラトリアム以降の行動はまさに西欧型民主主義の悪例のオンパレードと言える。日本政府はこれを座視すべきでない。国際司法裁判所に、モラトリアムが正当な理由なしに20年間も解除されない件につきA.W.Gの国々を相手に提訴すべきだ。IWCにおけるA.W.Gの国際条約と約束の無視を世界に知らしめる絶好の機会となる。調査捕鯨敗訴への遺恨試合としたい。

